

# 意見募集要領

**「東大和市空家等対策計画（案）」に係るパブリックコメントを実施します。**

市では、東大和市空家等対策計画の策定を進めているところです。このたび、東大和市空家等対策計画（案）をとりまとめましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

## 1 東大和市空家等対策計画の目的等

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることなどを鑑み、平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）が公布され、平成27年5月に全面施行されました。

東大和市空家等対策計画（以下「本計画」という。）は、空家法に基づき、令和2年3月に取りまとめました空家実態調査の結果などを踏まえ、市の空家の実情に応じた空家等対策を効果的に実施することを目的として策定します。

## 2 空家等対策の基本的な方針及び施策の展開方向

空家等の現状から整理した課題等を踏まえ、空家法の目的や上位計画で掲げる「良質な住環境づくり」に資するように、次のとおり基本方針を定めた上で、多様な主体と連携しながら空家等対策に取り組みます。

### 基本方針1 住まいの適切な管理の促進

施策の展開方向① 住宅等の適正管理の促進

施策の展開方向② 特定空家等の発生抑制と対応

### 基本方針2 空家等の適切な流通・利活用の促進

施策の展開方向③ 空家等の流通・利活用の促進

## 3 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

#### 4 意見の提出期間

令和4年9月6日（火）から令和4年10月5日（水）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

#### 5 資料の閲覧方法

(1) 東大和市公式ホームページ（市政案内 ⇒ 市政 ⇒ パブリックコメント）

(2) 文書閲覧 まちづくり部 都市づくり課（東大和市役所2階7番窓口）

#### 6 意見の提出先、方法及び提出様式等

(1) 提出先 まちづくり部 都市づくり課

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参 まちづくり部 都市づくり課（東大和市役所2階7番窓口）
- ・郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市まちづくり部 都市づくり課 宛て
- ・FAX 042-563-5930
- ・電子メール [toshikeikaku@city.higashiyamato.lg.jp](mailto:toshikeikaku@city.higashiyamato.lg.jp)

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人：住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人：事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等：事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人：勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人：在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 本計画に利害関係があると認められる個人：利害関係を有することが明らかにできる事項、  
住所及び氏名

キ 本計画に利害関係があると認められる法人等：利害関係を有することが明らかにできる事  
項、所在地、団体名及び代表者氏名

※上記事項を明記していない意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

#### 7 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和4年12月上旬までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

## 8 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。